

## 武蔵野市教育、文化等の総合的施策の大綱

令和6（2024）年3月制定

令和7（2025）年5月改定

### ■基本理念

成熟した市民文化を支える武蔵野市の教育、学術、文化の振興

### ■施策の基本的方向性

市は、市制発足当初より教育都市武蔵野の実現に向け邁進してきた。今後も市の歴史を未来へ継承し、地勢と歴史がはぐくんだ武蔵野の風土に根ざす普遍的で個性豊かな文化の創造と、生涯にわたり住み続けることのできる豊かな地域社会を目指し、学校教育、生涯学習・スポーツ、学術及び文化の振興を図るため、市長と教育委員会は緊密に連携・協力して、以下の基本的方向性に基づき施策等を立案し実施する。

- 1 子どもが基本的人権をもつ権利の主体として尊重され、一人ひとりが個性や可能性を發揮できるよう、子どもの最善の利益を第一に考え、良好な教育環境、社会環境を整備する。
- 2 子どもたち一人ひとりに自ら人生を切り拓き、多様な他者と協働してよりよい未来の創り手となる生きる力を育むための教育を推進する。
- 3 市民の誰もが、いつでも主体的に学習やスポーツに親しみ、深めることができるよう支援し、環境の整備をするとともに、「学びおくりあう」地域づくりを目指し、生涯学習施策を推進していく。
- 4 市民の誰もが優れた芸術文化や学術の成果を享受できる機会をつくるとともに、市民が自ら活動し、芸術文化を身近に体験、活動、交流できるよう環境整備を進め、本市で醸成されてきた豊かで多様な文化を振興していく。

### ■重点的な取り組み

市は、武蔵野市長期計画をはじめ各種の個別計画、教育委員会における教育目標及び基本方針に基づき、さまざまな特色ある施策を実施してきた。上記「施策の基本的方向性」の実現に向けた重点的な取り組みは、以下のとおりとする。

#### ○子どもの最善の利益を尊重する地域社会の推進

武蔵野市子どもの権利条例に基づき、子どもの権利に関する普及、啓発等の取り組みを進める。また、市立学校等と調整の上、道徳授業地区公開講座等を活用し、子どもの権利の学習の機会を確保していく。

さらに、子どもに関する計画や施策及び事業を実施するにあたり、当事者である子どもの意見や意思を聴く機会を確保できるよう、様々な機会を捉えて市全体で取り組みを進める。また、子どもの権利侵害に関する相談・救済について、引き続き子どもの権利擁護センターにおいて取組むとともに、令和6年度の活動報告会の開催準備を進める。

「武蔵野市子どもの権利条例」の周知・啓発を通し、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動につなげていく。

学校行事の子ども主体の計画等、児童会や生徒会等による自発的・自治的な活動を推進する。

## ○子どもと子育て家庭への切れ目のない相談支援体制等の構築

発達、不登校、虐待、貧困など子どもや家庭、学校に関する課題の多様化、複雑化に対応するため、関係機関が連携して子どもと子育て家庭への包括的な支援を行う。

子どもの貧困やヤングケアラーの問題等、分野横断的な課題に対応するため、関係機関と連携し相談支援体制を強化する。

児童福祉、母子保健、療育、教育等に係る相談支援機能については、多部門・多職種の連携による相談支援体制の構築を検討する。貧困の連鎖を防ぎ、将来の選択肢を広げるため、貧困家庭における子どもの進路選択を支援する。

各関係機関においても、18歳以降への継続性も考慮し子どもと子育て家庭への切れ目のない支援に必要な施策を実施していく。

## ○子どもの居場所の確保

子どもの居場所、特に中高生の居場所が不足している東部地区、中部地区において、本町コミュニティセンター及び保健センター建替えに合わせた施設整備の内容を検討していく。

学童クラブの児童増に対応するため、引き続き学童クラブ整備を行う。

長期休業中の学童クラブの昼食については、これまでの父母会主体から学童運営事業者主体の取組みに転換を見据えて検討を進める。

小中学生の居場所づくりをさらに進めるため、学校司書による図書館開放や合同部活動の設置、地域団体との連携・協力などの取組みを着実に推進する。

不登校児童生徒の社会的自立に向けて、安心して過ごせる居場所や多様な学びの場の整備を推進する。

## ○生きる力を育む幼児教育の振興

幼児期の豊かな学びを小学校に引き継ぐために、子どもの気付きや子ども同士の関わり等を大切に武蔵野スタートカリキュラムを推進する。

幼稚園・保育園等と小学校の連携を進めるために、子ども同士の交流や、園訪問・学校訪問による教職員間の情報交換を進める。

## ○学校改築の計画的な推進

第一中学校改築工事及び第五小学校解体工事について、社会経済情勢を注視しながら進める。

第五小学校及び井之頭小学校について、改築工事の契約に向けて実施設計を進める。

学校施設整備基本計画の改定について、子どもの学びを第一に、全市的な視点から中学校の適正な数や未来における教育を見据えた校舎のあり方について検討を進める。

改築するまでの学校については、劣化・改良保全事業、定期的な施設点検に基づく必要な修繕を実施する。

## ○学習者用コンピュータを活用した学びの推進

令和5年度に策定した「武蔵野市学習者用コンピュータ活用指針」に基づき、情報モラルの徹底をはじめ、情報社会に参画しようとする態度やICTを活用した課題解決能力の育成など、デジタル・シティズンシップ教育を家庭・地域と連携して推進する。

学校現場の声を踏まえた次期の学習者用コンピュータの調達を着実にを行い、学習デー

タの蓄積や、一人ひとりの実態に合わせた個別の学習支援等が行えるよう、活用方法を研究していく。

#### ○学校・家庭・地域との連携協働

学校運営協議会の機能を有した「開かれた学校づくり協議会」を全校で実施する。協議会は、幅広い年齢層や、多様な知見をもった委員で構成され、継続した熟議を通して地域の特色を生かした学校づくりを行う。

学校図書館の放課後開放や小学校の吹奏楽や合唱等の課外活動を含んだ持続可能な部活動の推進など、放課後の子どもの居場所について検討し、地域等と連携して充実させる。

自然体験や地域活動の体験を通じ、子どもが市や地域への愛着を高めるとともに、新しい時代に必要となる資質・能力等を育むことができるよう、学校・家庭・地域が連携協力し、取組みを進める。

#### ○学校図書館の機能の充実

学校図書館は子どもたちの居場所であり、読書センター、学習センター、情報センターの機能を有するとともに、学校司書による授業支援の機能も持っている。

子どもの読書活動推進を目的として、学校図書館の選書や授業に関する資料、関連するレファレンス等を充実させ、学校図書館の機能強化を図る。また、市立図書館による学校図書館担当者・学校司書連絡会、研修等の場を捉えた支援のほか、学校図書館資料の貸出等、学校連携事業の拡充を図る。

#### ○市民の誰もがスポーツを楽しめる環境の整備

市民の誰もがスポーツを楽しみ豊かな生活を送り続けられるための取組みを進める。

市民スポーツの拠点である総合体育館については、施設の長寿命化を図るため、保全と機能改善等の大規模改修に向けて実施設計を行う。

市営プールについては、整備方針を基に、誰もが利用しやすいプールの充実を図るため、施設の更新に向けた基本計画を策定する。

#### ○武蔵野市文化振興基本方針に基づく文化施策の推進

令和3年度に作成された文化施設の在り方検討委員会報告書を踏まえ、文化施設の活用や整備について検討を進めるとともに、文化施策の評価を含む文化振興基本方針に基づく取組みを推進する。

(公財)武蔵野文化生涯学習事業団及び関係機関が、連携・協働を進めながら質の高いサービスを展開できるよう、連絡調整の体制を活用し必要な支援・指導を継続する。

#### ○学びおくりあう地域づくりを目指した生涯学習施策の推進

第二期生涯学習計画の基本理念であり、学んだことを他者、地域、コミュニティ、社会、あるいは次の世代へ「おくる」、さらに相互におくりあうことを意味した「学びおくりあい」のための環境整備を進める。

むさしのサイエンスフェスタ、いきいきセミナー、ふるさと歴史館での歴史館大学など既存の事業を学びおくりあう機会の場としても位置づけるとともに、さらに、学びおくりあいを推進する仕組みについて検討する。

武蔵野市教育、文化等の総合的施策の大綱  
令和6（2024）年度～令和9（2027）年度

令和7（2025）年5月

発行：武蔵野市総合政策部企画調整課

〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28

電話：0422-60-1801